

旧百三十銀行行橋支店
指定管理者募集要項

令和7年9月

行橋市教育委員会
文化課

目 次

	ページ数
1 指定管理者制度導入の目的.....	1
2 指定管理施設の設置目的・概要.....	2
3 指定管理者が行う管理の基準.....	3
4 指定管理者の業務等.....	3
5 施設の管理運営に関する経費.....	3
6 施設管理及び運営方針等.....	3
7 最低要求水準及び指定管理料上限価格の設定.....	4
8 事業実施状況の確認・評価.....	5
9 指定期間及び協定.....	5
10 リスク分担.....	5
11 指定管理者の管理状況の把握と確認.....	6
12 応募資格.....	6
13 提出書類.....	7
14 申込書配布・提出先及び提出期限.....	7
15 質問事項の受付.....	8
16 指定管理者の選定に関する事項.....	8
17 指定管理者の指定及び決定に関する事項.....	10
18 応募に関する留意事項.....	11
19 問い合わせ先.....	12
様式第1号（第4条関係）.....	13
様式第2号（第4条関係）.....	14
様式第3号（第4条関係）.....	15
様式第4号（第4条関係）.....	18
様式第7号（第7条関係）.....	19
質 問 票.....	20
辞 退 届.....	21
指定管理者現地説明会参加申込書兼連絡先届出書.....	22

1 指定管理者制度導入の目的

平成15年9月の地方自治法の改正前は、公共団体、公共的団体などのほか、一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人に限り、その管理を委託できるとされていました。

しかし、地方自治法改正により、株式会社などの営利企業やNPO法人、市民グループなどを指定管理者として公の施設の管理運営を委任できる、指定管理者制度が導入されることとなりました。

指定管理者制度は、営利企業に対しても公の施設の管理運営を委任できるようにしており、この目的は、多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理について民間のノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図ることにあります。

行橋市（以下「市」という。）においても、指定管理者独自のノウハウを最大限に活用することにより、住民サービスの向上及び施設の集客向上を促進し、これにより施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者制度を導入しております。

このたび、旧百三十銀行行橋支店について、令和8年4月1日からの指定管理者の選定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について各事業者の創意工夫のある提案を募集します。

施設の管理運営業務に関心のある団体は、この募集要項に記載している内容を十分ご確認の上、ご応募ください。

2 指定管理施設の設置目的・概要

旧百三十銀行行橋支店

福岡県指定文化財旧百三十銀行行橋支店を将来にわたって適切に保存するとともに広く公開し、あわせて文化活動及び地域住民の交流の場として活用する。

施設概要

- | | | |
|-----------|---------------------|-------------|
| (1) 施設の名称 | 旧百三十銀行行橋支店（行橋赤レンガ館） | |
| (2) 所在地 | 行橋市大橋三丁目7番14号 | |
| (3) 開設年月日 | 平成14年7月15日 | |
| (4) 面積 | 敷地 429.71㎡ | 建物 145.42㎡ |
| (5) 主要な施設 | 煉瓦造二階建て（内部吹抜け） | 金庫室附属 |
| (6) 文化財指定 | 福岡県有形文化財（建造物） | 平成15年2月5日指定 |
| | 旧百三十銀行行橋支店 一棟 | |
| | 附 棟札 1枚 | |
| | 門 1棟 煉瓦造 | |
| | 脇塀 煉瓦造 | |
| | 敷石 28枚 | |

(7) 文化財の概要

旧百三十銀行行橋支店は、大正3年（1914）に百三十銀行（本店・大阪）の行橋支店として建設されました。棟札が残っており、清水組（現・清水建設）本店技術部が設計者、辰野金吾と片岡安が主宰する辰野片岡事務所が監督者を務めたことがわかりました。

旧百三十銀行行橋支店の建物は平成9年（1997）まで銀行や信用金庫に使われたのち、地域の歴史を象徴する重要な建築物であることから行橋市が買い取り、平成13年（2001）度に創建当時の設計図面をもとに建築当初の姿に戻す改修工事を行い、平成14年（2002）に市民ギャラリー「行橋赤レンガ館」として開館しました。そして平成15年（2003）に福岡県の有形文化財に指定されました。

(8) 周辺環境等

旧百三十銀行行橋支店は行橋駅から徒歩15分の利便性の高い場所にあります。周辺は商店街が広がっており、道を挟んだ向かい側には行橋市図書館等複合施設リブリオ行橋が令和2年4月にオープンしています。

旧百三十銀行行橋支店に駐車場及びトイレはありませんが、隣接地にリブリオ行橋駐車場（有料・一般車両100台）及び屋外トイレがあります。駐車場はリブリオ行橋内及び旧百三十銀行行橋支店内にある認証機により3時間まで無料となる処理が可

能です。

3 指定管理者が行う管理の基準

旧百三十銀行行橋支店の管理にあたっては、本要項のほか、次の各項に掲げるもの及び施設の管理、運営上必要な法令等に基づき行ってください。なお、指定期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとします。

- (1) 地方自治法及び地方自治法施行令
- (2) 行橋市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び施行規則
- (3) 行橋市情報公開条例及び同施行規則
- (4) 行橋市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (5) 行橋市会計規則
- (6) 福岡県文化財保護条例及び福岡県文化財保護条例施行規則
- (7) 旧百三十銀行行橋支店条例及び旧百三十銀行行橋支店条例施行規則
- (8) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

4 指定管理者の業務等

旧百三十銀行行橋支店指定管理仕様書（以下、「仕様書」とする。）にて確認してください。

5 施設の管理運営に関する経費

仕様書の収支状況等を参考に、収支予算書を作成して下さい。

- (1) 経費の支払い
会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、年度ごとに指定管理料を支払います。なお、支払金額や時期、方法は協定にて定めます。
- (2) 管理口座
経費は、団体等自身の口座とは別の口座で管理してください。

6 施設管理及び運営方針等

- (1) 施設の運営に関すること
 - ① 月次報告書を作成し、毎月終了後10日以内に行橋市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告すること。

- ② 事業報告書等を作成し、毎年度終了後60日以内に委員会に報告すること。
事業報告書とは別に、委員会とモニタリング項目を協議の上、モニタリングチェックシートを作成し、その項目についてのモニタリングを毎年度定期的にチェックすること。
 - ③ 指定管理者は、自らのリスクに対し、適切な範囲で保険等に参加してください。
なお、保険加入にかかる費用は指定管理者が負担するものとします。
 - ④ 利用促進に関すること。
 - ア 集客のための広報宣伝活動を行うこと。
 - イ 集客のための取組みを行うこと（内容については委員会と協議を行うこと）。
 - ウ アンケート等による利用者の意見把握に努めること。
- (2) クレーム対応に関すること
- ① 旧百三十銀行行橋支店の利用者からのクレームについては、指定管理者において対応すること。
 - ア 誠意ある対応（受付）を行うこと。
 - イ 速やかに善後策を講じること。
 - ウ 対応後は、遺漏なく委員会へ文書により報告すること。
- (3) 従業員等の雇用等に関すること
- ① 施設の管理運営にあたり、必要な人員を常時配置すること。
 - ② 従業員の勤務形態は、施設の運営に支障がない範囲での勤務すること。
 - ③ 従業員に対して、施設の運営に必要な研修を実施すること。
 - ④ 指定管理の業務が現行の業務と継続性を有することから、すでに旧百三十銀行行橋支店に勤務している者の雇用にできる限り努めること。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関すること
- ① 適正な運営のため、施設設備等に関する保守管理を行うこと。
 - ② 施設の維持管理業務を他に委託し、又は請負わせてはいけません。ただし、事前に委員会へ申請し、書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他
- ① 管理責任者及び防火管理者を配置し、その者の氏名を委員会に報告すること。
 - ② 緊急時対策、防災対策等について、マニュアル等を作成し、従業員に指導を行うとともに委員会に報告すること。
 - ③ 個人情報保護の体制を取り、従業員に周知徹底を図ること。

7 最低要求水準及び指定管理料上限価格の設定

- (1) 旧百三十銀行行橋支店の運営管理に対して委員会が要求する最低水準は、前年度実績以上の施設利用者数及び施設利用料収入額とします。

- (2) 旧百三十銀行行橋支店の指定管理期間における指定管理料の総額の（消費税及び地方消費税を含む。）予定上限金額は、32,756,000円とします。

予定上限金額を超える提案があった場合は、失格とします。

8 事業実施状況の確認・評価

市は指定期間中の指定管理者の業務の実施状況や施設の管理状況を把握し、必要なサービス水準を確保するための確認・評価（モニタリング）を行います。モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

9 指定期間及び協定

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しており、行橋市議会の議決を経て正式に決定されます。

ただし、委員会が管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止することができるものとします。なお、指定の取り消し、管理業務の停止に伴い、市及び委員会に対する損害賠償の請求はできません。一方、委員会が損害を受けた場合は、指定管理者に対する損害賠償を請求する場合があります。

(2) 指定管理者との協定締結

協議に基づき、基本協定と年度協定を締結します。協定は主に以下の項目等について定めます。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告に関する事項
- ⑤ 委員会が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うにあたって知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑧ その他委員会が別に定める事項

10 リスク分担

仕様書にて確認してください。

1 1 指定管理者の管理状況の把握と確認

(1) 業務の確認

- ① 市及び委員会は、事業報告書に記載する内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が協定書に示す管理の基準等を満たしているかについて確認します。
- ② 市及び委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者に事前に通知したうえで、施設等の維持管理及び経理状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認します。

1 2 応募資格

(1) 応募者の参加資格要件

- ① 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有する法人（指定管理者の指定の議決後、事業所等を設置するものを含む）その他の団体であること。
※法人格の有無は問いませんが、個人は応募できません。
- ② 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者または第167条の4第2項の規定により、申請書類提出時点において、一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を受けている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 行橋市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 行橋市に納めるべき使用料、手数料等に未納又は滞納がある者
 - ク 行橋市の市税に未納又は滞納がある者
 - ケ 国税及び地方税に未納又は滞納がある者
- ③ 施設を管理運営するにあたり、団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。

- ④ 施設を管理運営するにあたり、必要な資格、免許等を有していること。
- ⑤ 団体の代表者、役員又はその従事者（職員）が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、施設の性質・目的に応じ、団体が施設の管理運営を行うにあたって不可欠の事項がないこと。

1 3 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を行橋市教育委員会文化課に提出してください。なお、委員会が必要とする場合は、追加資料の提出を求めています。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- (5) 指定施設の管理に係る事業計画書（様式第3号）及び指定期間における各年度の収支予算書（様式第4号）
- (6) 前事業年度の団体の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- (7) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (8) 現事業年度の団体の収支予算書及び事業計画書
- (9) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (10) その他委員会が必要と認める書類

1 4 申込書配布・提出先及び提出期限

- (1) 配布場所及び提出先
〒824-8601
行橋市中央一丁目1番1号
行橋市教育委員会文化課
電話 0930-25-1111（代表） FAX 0930-25-1582
- (2) 提出期間
令和7年9月10日（水）から令和7年10月10日（金）までの8時30分から17時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- (3) 提出方法

提出期間中に行橋市教育委員会文化課へ持参、又は簡易書留郵便にて提出して下さい（いずれの場合も提出期間内必着とします）。

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部

なお、副本には名称・マークその他、申請者を特定できる情報は黒塗りすること。委員会が黒塗り不十分と判断した場合は、黒塗り箇所を追加する場合があります。

1.5 質問事項の受付

(1) 問合せ先

〒824-8601

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会文化課

電話 0930-25-1111（代表） FAX 0930-25-1582

Eメール bunkaka@city.yukuhashi.lg.jp

(2) 受付期間

令和7年9月10日（水）から令和7年10月2日（木）17時まで

(3) 受付方法

質問票（別紙様式）記入の上、電子メール、ファクシミリ、郵送等で行うものとします（上記期限までに到達したものに限り受け付けます）。電話での質問は、原則として受け付けません。

(4) 質問への回答

令和7年10月7日（火）に質問者及び応募参加者全員に電子メールで回答の上、ホームページ上にも掲載します。

1.6 指定管理者の選定に関する事項

(1) 申請書等の確認

指定申請書等応募に必要な書類の提出後、事務局が応募者の基準及び資格等の確認を行います。

(2) 選定委員会による審査

選定基準のうち、「1（1）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針」や「1（2）安定的な人的基盤や財政基盤」、「2（5）収支計画の妥当性及び実現可能性」、「2（7）平等利用、安全対策、危機管理体制など」は、最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していないと市及び委員会が判断する場合などは、落選となる場合があります。

また、審査における得点が6割以下であった場合は、審査結果の順位に関わらず落選とします。

選定基準	選定のポイント	配点
1 指定管理者としての適性		15
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務)に 対する理念、基本方 針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	5
(2) 安定的な人的基盤 や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	5
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。	5
2 管理運営計画の適格性		85
【有効性】		50
(1) 施設の設置 目的の達成に 向けた取り組 み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。	15
(2) 文化財の活 用と地域活性 化に向けた取 り組み	○文化財の特徴を活かした提案があるか。 ○地域と連携・協働し地域の活性化に資する提案があるか。	15
(3) 利用者の満 足向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案（アンケート実施等）がなされているか。	20

【効率性】		15
(4) 指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。	10
(5) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。	5
【適正性】		20
(6) 管理運営体制、文化財の保護など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等と協調し円滑な運営が行われるように配慮されているか。 ○文化財の保全に配慮されているか。	10
(7) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ○利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。	10

(3) 審査結果の公表

審査結果は、申請があった団体に令和7年10月下旬に通知します。

1.7 指定管理者の指定及び決定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補として選定された団体と協議成立後、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程し、議会議決後に指定管理者として指定します。議会の議決を得られなかった場合において、市及び委員会に対する損害賠償の請求はできません。

(2) 全体スケジュール

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 指定管理施設・募集要項及び業務仕様書の公表 | 令和7年9月10日(水) 市ホームページ |
| ② 募集要項配布 | 令和7年9月10日(水) から令和7年10月10日(金) 17時まで市役所教育委員会文化課で配付、又はホームページからダウンロードしてください。 |
| ③ 現地説明会 | 令和7年9月30日(火)
※参加を希望される団体は、令和7年9月25日(木) 17時までに現地説明会参加申込書兼連絡先届出書(別紙様式)を問い合わせ先まで電子メール、ファクシミリ、郵送で提出してください。期限までに必着したものに限り受け付けます。時間や場所など詳細は別途お知らせします。 |
| ④ 募集締切り | 令和7年10月10日(金) 17時まで |
| ⑤ 候補者の選定 | 令和7年10月22日(水) (予定) (プレゼンテーション) |
| ⑥ 選定結果の通知 | 令和7年10月下旬(予定) |
| ⑦ 議会の議決 | 令和7年12月下旬(予定) |
| ⑧ 指定の通知及び告示 | 令和7年12月下旬(議決後) |
| ⑨ 基本協定の締結 | 令和8年1月下旬(予定) |
| ⑩ 管理の開始 | 令和8年4月1日(水) |

1.8 応募に関する留意事項

- (1) 応募内容の変更禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 虚偽の記載をした場合の取り扱い
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 応募書類の取り扱い
応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- (4) 応募の辞退
応募受付後に辞退する場合は、辞退届(別紙様式)を提出してください。
- (5) 費用の負担
応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 提出書類の著作権
市及び委員会が提示する設計図書等の著作権は、市及び委員会並びに作成者に帰

属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他市及び委員会が必要と認めるときは、市及び委員会は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

19 問い合わせ先

- (1) 担当課 行橋市教育委員会文化課（文化財保護係）
- (2) 住 所 〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
- (3) 電 話 0930(25)1111（代表）内線1371
- (4) F A X 0930(25)1582（直通）
- (5) Eメール bunkaka@city.yukuhashi.lg.jp

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

指定管理者指定申請書

行橋市教育委員会 教育長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印
連絡先（電話）

下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、行橋市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

施設の名称 旧百三十銀行行橋支店
施設の所在地 行橋市大橋三丁目7番14号

添付書類

- 1 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 2 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- 3 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨およびその理由を記載した申立書（様式第2号）
- 4 指定施設の管理に係る事業計画書（様式第3号）及び指定期間における各年度の収支予算書（様式第4号）
- 5 前事業年度の団体の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- 6 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- 7 現事業年度の団体の収支予算書及び事業計画書
- 8 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

申 立 書

行橋市教育委員会 教育長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印
連絡先（電話）

下記の理由により国税及び地方税の納税義務がないことを申し立てます。

記

（理由）

様式第3号（第4条関係）

指定施設の管理に係る事業計画書

施設の名称 旧百三十銀行行橋支店

団体名			
代表者名		設立年月日	
団体所在地			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営機関
			自至

事業計画の内容

<p>【管理運営を行うに当たっての経営方針】</p>
<p>【安全面に関する方策】</p>

【施設の管理】

- 1 職員配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）
- 2 職員の研修計画

【施設の運営】

- 1 自主事業計画（事業名、内容、実施年度・時期、回数等）※別様式可
- 2 サービスを向上させるための方策
- 3 利用者の要望の把握及び実現策
- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- 5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置】

【緊急時対策】

- 1 防犯、防災の対応
- 2 その他の緊急時の対応

【団体の理念】

- 1 団体の経営方針等

- 2 指定管理者の指定を申請した理由

- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

【その他特筆事項】

様式第4号（第4条関係）

指定施設の管理に係る収支予算書（ 年度）

団体名

施設の名称 旧百三十銀行行橋支店

（単位：千円）

		金額	内訳	備考
収 入	市からの指定管理料			
	利用料金			
	その他			
	収入合計（A）			
支 出	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
	支出合計（B）			
収支（A）－（B）				

※ 年度ごとに作成すること。ただし、指定期間における各年度の収支見込みが同じであれば初年度のみで作成で可。

※ 指定管理料を財源とする事業費において、イベント等地域の賑わいを創出する事業を行う場合には、事業イメージ・個別の支出金額・内訳等（別様式可）の書類を提出するものとする。

様式第7号（第7条関係）

令和 年 月 日

変 更 事 項 届 出 書

行橋市教育委員会 教育長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印
連絡先（電話）

指定管理者の指定の申込み時に提出した申請書等の書類の内容に変更を生じたので、
下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

名称 旧百三十銀行行橋支店
所在地 行橋市大橋三丁目7番14号

2 変更の内容

令和 年 月 日

質 問 票

指定管理者募集要項又は同仕様書の内容について、下記の事項について質問します。

団体名
代表者氏名 印
連絡先（電話）
（FAX）
（E-mail）

施設名	旧百三十銀行行橋支店
質問事項	募集要項 ・ 仕様書 ・ その他 ※該当する項目に○印を付けてください。
質問箇所 (ページ数)	
質問項目	
質問内容	

令和 年 月 日

辞 退 届

行橋市教育委員会 教育長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先（電話）

令和 年 月 日付で申請した、旧百三十銀行行橋支店における指定管理者指定申請について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

指定管理者現地説明会参加申込書兼連絡先届出書

行橋市教育委員会 教育長 様

所在地
団体名
代表者氏名
連絡先（電話）

印

指定管理者の募集に係る現地説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

指定管理施設名	旧百三十銀行行橋支店
参加希望者	

※各団体2名以内とします。

指定管理者の募集に関する連絡先は、下記とします。

【連絡先】

担当者.....

所 属.....

役 職.....

電 話.....

E-mail.....